

田辺周辺広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例

制定 令和5年2月27日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 個人情報等の保護については、田辺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年田辺市条例第24号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。